2018年5月25日
永田町こども未来会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長
（財）日本病児保育協会 理事長
日本医療的ケア児者支援協議会 事務局長
認定NPO法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹

意見書

◎居宅訪問型保育における不当な「日割り」規定を撤廃してください

- 地域型保育の中に居宅訪問型保育という、医療的ケア児など、集団保育を受けらない子ども達をマンツーマンで保育する制度があります

- その居宅訪問型保育について、内閣府が発出したQ&Aが「保育を提供していない日は日割りとする」という記載があり、これが非常に大きな問題を抱えています

- 問題１：なぜ健常児の保育園では「日割り」という概念がないのに、障害児だけ差別されるのか）

- 子ども子育て新制度における認可保育所や小規模認可保育所、家庭的保育など、居宅訪問型以外の全ての類型には「日割り」という概念がありません
- なぜ、主に障害児を預かる居宅訪問型保育だけが、日割りされないといけないのでしょうか？
- これは、平成２５年に制定された、障害者差別解消法に抵触する可能性があります

● 問題２：何の議論もされずにQ&Aが発出されている

- 公定価格という事業にとって非常に重要な要素を、子ども子育て会議において何の議論も経ずに決めています

- 十分に官民で話し合った形跡もなく、事業者へのヒアリングも何もない中で、単に内閣府部内だけで決定的に重要なルールが決められているのは、全くもって不当です

● 問題３：医療的ケア児の障害や病気への配慮がない

- 医療的ケア児は、医療的デバイスとともに生きる子ども達です。元々病弱なため、障害の進行や回復のため、しばしば手術等を行うため、休みがちになります

- また、最初は週３から保育を始め、徐々に慣らしていって、増やして行く、ということも普通に行われます

- 一方で、保育者は重度の障害児である医療的ケアのできる保育士を採用せねばならず、例え週４の保育提供であっても、週５のフルタイム採用を行います

- 主に医療的ケア児の保育のための制度にも関わらず、こうした医ケア児の障害や病気への理解が決定的に欠落している「日割り」という概念を持ち込むのは、全くもって誤りです

● 自治体向けQ&A２４３自体を削除して頂きたいと思います

参考：
子ども子育て新制度　自治体向けQ&A243

243	居宅訪問型保育事業と障害福祉サービスとの関係	障害福祉サービスと居宅訪問型保育事業の関係を教えてください。 居宅訪問型保育の利用者は、障害福祉サービス等の療育を併用することはできるのでしょうか。	居宅訪問型保育事業については、1対1というその事業形態から、保育所などが利用出来ない場合に限り、利用が認められるものであるという制度の趣旨を踏まえ、保育所等の利用が可能であれば、まずはその利用を検討することが適当です。 また、障害福祉サービス等の他の施策の利用が考えられる場合であって、当該サービスの利用により保育ニーズも満たされる場合についても、まずはその活用を考えることが適当です。 ①なお、地域の障害福祉サービスの提供体制の状況等により、障害福祉サービスは一部利用可能ですが、毎日の利用が出来ない場合に、出来ない日に限り、保育所等の利用が困難である場合については、居宅訪問型保育事業の利用の可能性が考えられます。 その場合、居宅訪問型保育事業は1対1という事業形態であることから、他の施設・事業と異なり、子どもが利用しない日には、当該保育者による保育の提供自体が行われないことから、居宅訪問型保育事業に係る地域型保育給付は日割りとなります。（例えば、障害福祉サービスを月・水の2日、居宅訪問型保育を火・木・金の3日を利用する場合、地域型保育給付は週3日分となります。） ②また、居宅訪問型保育を利用しながら、定期的に児童発達支援センターなどにおいて行われる療育の提供に保育者が帯同し、その前後に居宅において保育を行う場合は、提供を受ける支援の内容が重ならないため併用は可能であり、この場合は、月額単価による給付が行われ、日割り（減額）は行いません。（ただし、療育の提供先に送迎するのみで、その前後に居宅における保育の提供がない場合は、給付の対象とはなりませんので、①と同様に日割りとなります。） なお、地域型保育給付は、①のようなケースを除き、基本的には月単位での給付となることから、例えば、対象児童の体調等の理由により、数日間居宅訪問型保育の利用がない場合であっても、月額単価による給付が行われることになります。